

会員権停止の会員に対する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）定款第10条に基づく綱紀委員会規程第6条の会員権停止の処分を受けた処分期間中の会員（以下「当該会員」という。）の取扱について定める。

(義務履行)

第2条 当該会員は会員権の停止期間中といえども、次の各号を遵守し履行する義務を負う。

- (1) 会費を納入すること。
- (2) その他、本会の諸規程に基づく義務の履行。

(総会等への対応)

第3条 会員権停止期間中に総会（本部・支部）が開催される場合において、本会は当該会員にこれを通知せず、出席を求めない。

- 2 当該会員は、本会の総会その他会議において一切議決権を行使することができない。
- 3 当該会員が、本会役員（理事、監事）又は代議員にあつては、理事会又は代議員会が開催される場合において、前2項の規定を準用する。

(業務上の取扱)

第4条 前条の規定のほか、本会は当該会員に対する取扱を次の各号の通りとする。

- (1) 本会が会員の業務支援活動として行う情報提供は、一切停止する。ただし、業務上重要な法改正等周知のため、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会が発刊する広報並びに本部及び支部の広報は送付する。
- (2) 株式会社福岡県不動産会館（以下「会館」という。）が本会会員に限定して販売する商品の購入停止及び会員価格による購入はできない。
- (3) 「ふれんず（流通事業）」の利用を停止する。
- (4) 本会事業及び会館事業の参画並びに利用を停止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。